

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
6月14日
(金曜日)

目次

- 訓令
山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………一
- 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
- 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………三
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………三
- 公告
契約の締結(管財課)……………三
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課)……………四
- 建設業の許可の取消し(監理課)……………四
- 公安委告示
技能検定員審査の実施……………五
- 教習指導員審査の実施……………六

山口県訓令第一号



庁中一般
各出先機関

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程(昭和二十八年山口県訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格A列5」を「日本産業規格A列5」に改める。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第七号様式中



「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第八号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第十一号様式中「日本工業規格A列5」を「日本産業規格A列5」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第七号様式の改正規定(「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める部分を除く。)は、令和元年六月十四日から施行する。

山口県訓令第二号

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程(昭和三十一年山口県訓令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

「濠洲A列ケ」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。



山口県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
河井クリニク		萩市大字土原四四五	〃	平成三二、四、三〇
三好クリニク		防府市東三田尻一丁目三番一三〇	〃	〃
まつい内科クリニク		岩国市山手町一丁目二番二五号	〃	〃
コスモ歯科クリニク		山陽小野田市厚狭四七八の一	〃	二、二八
磯部薬局支店		宇部市居能町三丁目二番二号	〃	平成三〇、八、三一

山口県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 機	在 地	指 定 年 月 日
医療法人河井クリニク		萩市大字土原四四五	〃	令和元、五、一
三好クリニク		防府市東三田尻一丁目三番一三〇	〃	〃
医療法人芳心会まつい内科クリニク		岩国市山手町一丁目二番二五号	〃	〃
佐藤形成外科医院		長門市東深川六五四の一	〃	六、〃

コスモ歯科クリニク	山陽小野田市厚狭四七八の一	平成三二、三、〃
磯部薬局支店	宇部市居能町三丁目二番二五号	平成三〇、九、〃
いちのみや薬局下松店	下松市瑞穂町一丁目六番五号	令和元、五、〃
イオン薬局光店	光市浅江一七五六の一	〃

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	指 定 年 月 日
名 称	名 称	所 在 地
主たる事務所の所在地		

特定非営利活動法人ふらっとコムニシティ	宇部市海南町二番五八一一号	メンタル訪問看護ステーション 心愛夢	宇部市海南町二番五八一一号	令和元、五、一
---------------------	---------------	--------------------	---------------	---------

山口県告示第五十二号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 対象船舶

山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項三に掲げる海域を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第二号に規定する手練第二種漁業に使用する船舶に限る。）
- 二 申請期間

令和元年六月二十一日から同年七月四日まで

山口県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年六月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
 路線名 和田上村線
 道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 最広	最狭 最広		
一四・九〇	一〇五・八	六・三 六・八	一〇五・八		
一〇五・八					

周南市大字四熊字平原一四二九の一
 地先から
 同市 同大字字古川一四五五の四地
 先まで

山口県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和元年六月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 和田上村線	周南市大字四熊字平原一四二九の一 同市 同大字字古川一四五五の四地先から	令和元年六月十五日

山口県告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、宇部土木建築事務所美祢支所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地 美祢市大嶺町東分字僧津一六九八の四	幅員 (メートル) 六・〇	延 (メートル)長 五四・九	指定年月日 令和元、三、一
-----------------------------	---------------------	----------------------	------------------



(二四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 総務部管財課 山口市滝町一番一号
 - 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
 電気 二千九百八十五キロワット時
 - 三 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
 平成三十一年四月二十五日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
 中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
 - 六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）
 三億五千七百九十六万五千四百七十五円
 - 七 入札公告日
 平成三十一年三月十五日
 - 八 その他
- (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法 購入
- (三) 落札方式

最低価格

(三五) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年六月十四日から同年十月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数	十一箇所	十三箇所

四 届出年月日

令和元年五月十六日

五 変更年月日

令和二年一月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項

駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日

令和元年五月十六日

五 変更年月日

令和二年一月十七日

(二六) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条の二第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和元年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

平成三十一年三月二十九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 又は 名称 有限会社善庸

主たる営業所の所在地 下松市潮音町三丁目八番一八号

代表者の氏名 竹下 善巳

許可番号 山口県知事許可(般一二八)第一九八三〇号

三 処分の内容

建築工事業、及び・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社善庸の営業所の所在地を確知できず、その事実を公告したが、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がなく、このことが法第二十九条の二第一項に該当する。



山口県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和元年六月十四日

山口県公安委員会

れる者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円
備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 令和元年七月二十二日（月曜日）及び同月二十三日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和元年六月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 令和元年七月二十四日（水曜日）及び同月二十五日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

令和元年六月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細	

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第五号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和元年六月十四日

山口県公安委員会

一 審査の種類
教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和元年七月二十五日(木曜日)及び同月二十六日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和元年六月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和元年七月二十五日(木曜日)及び同月二十六日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和元年六月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
<p>備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。</p>	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

令和元年六月十四日印刷
 令和元年六月十四日発行

発行人所

山口県知事